

## マイナンバーカードは安全です！

マイナンバーカードを失くしたら個人情報が流出しそうで不安……。



マイナンバーカードのICチップには、健康・医療情報や税情報・年金情報などプライバシー性の高い情報は入っていません。

マイナンバーカードを失くした場合、どうすれば良いかわからない……。



万が一紛失しても、コールセンター【0120-95-0178:24時間365日受付】に電話することで、カードの利用を一時停止できるので安心です。

マイナンバーカードを他人に悪用されそうで怖い……。



第三者にマイナンバーを見られても、あなたになりすまして手続きを行ったり、あなたの個人情報を調べたりすることはできません。

## 2024年秋以降は、 保険証とマイナンバーカードが一体化されます

### マイナンバーカードをなくしたり、 手元にない場合は？

・2024年秋以降、マイナンバーカードを紛失・更新中の人や手元にカードがない人などは、加入の医療保険の保険者に申請することで、本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が無償交付されます。  
・「資格確認書」を医療機関などの窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。



### 健康保険証はいつまで使えますか？

・2024年秋以降、新規の健康保険証は発行せず、2024年秋の時点で手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間使用することができます。  
※有効期限が2025年秋より前に切れる場合はその有効期限まで。

マイナンバーカードは  
こちらのポスターやステッカーを  
貼っている医療機関・薬局で  
利用可能です！



厚生労働省  
ホームページ

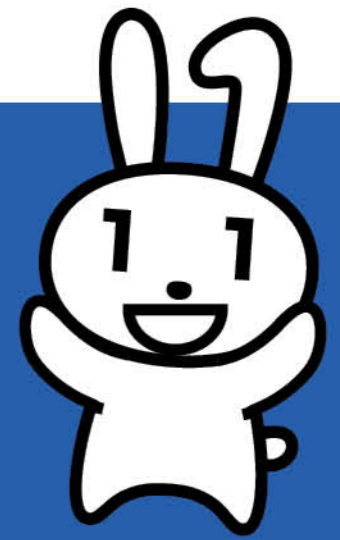
厚生労働省のホームページでも利用可能な  
医療機関・薬局を公開しています。

もっと詳しく知りたい人はフリーダイヤルに問い合わせください  
マイナンバー総合フリーダイヤル TEL:0120-95-0178

【Close Up】健康保険証を使っている皆さまへ

## 「マイナンバーカード」を 健康保険証としてお使いください！

マイナンバーカードは本人確認書類として利用できるほか、さまざまなサービスに利用できます。さらに今後は健康保険証としても利用できるマイナンバーカード。今回はマイナンバーカードを保険証として利用する利点と登録方法などを解説します。



### ① データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方された薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され(※)、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。  
※マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師などと過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時などの医療機関・薬局での窓口負担が軽くなります。



健康保険証として利用すれば……

### ② 保険証の切り替えや更新が不要

今後、転職や転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。なお、新しい保険者への加入手続きは今後も必要です。



保険証の切り替え・更新が不要



認定証がなくても免除

### ③ 高額療養費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが確実に免除されます。

## ！ マイナンバーカードを健康保険証として利用するための 登録が済んでいない人は、以下2つの準備をお願いします

### STEP1.

#### マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ①オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ②郵便による申請
- ③まちなかの証明写真機からの申請
- ④役場住民保険課で申請



### STEP2.

#### マイナンバーカードを 健康保険証として登録

■申請方法は選択可能です

- ①「マイナポータル」から行う
- ②セブン銀行ATMから行う
- ③医療機関・薬局の受付で行う
- ④役場住民保険課前ロビーサポート窓口で行う



## マイナポイント第2弾 マイナポイント申込期限延長



マイナポイントの申請期限は2023年9月末です  
2023年2月末までに申請されたマイナンバーカードが対象です

